

# 自治会物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 9 日

告示第 36 号

## (趣旨)

第 1 条 市長は、自治会に加入している市民や自治会の施設利用者に係る物価高騰の影響による負担の増加を防ぐとともに自治会に係る当該負担を軽減し、もって自治会活動を安定して運営できるように支援するため、予算の範囲内において自治会物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則（昭和 51 年湖西市規則第 18 号。第 12 条及び第 14 条において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自治会加入世帯数 令和 8 年 4 月末日現在における自治会に属する世帯数で、市が認定したものをいう。
- (2) 公会堂等 自治会及びその下部組織である町内会が地域コミュニティの形成等を図ることを目的に設置した集会施設のうち、市長が別に定めるものをいう。

## (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体で、市内で活動を行っている自治会とする。

## (補助対象経費及び補助金額)

第 4 条 補助対象経費及び補助金額は、次の表の左欄に掲げる補助金の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に定めるところによる。

補助金の種類	補助対象経費	補助金額
自治会運営費補助	物価高騰に伴う自治会活動の維持・活性化に係る取組（会費の減額を除く。）の経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 役員報酬 (2) 他団体への寄附 (3) 積立て (4) 湖西市公会堂建設費補助金交付要綱	1 自治会につき 50,000 円及び当該自治会の自治会加入世帯数に 1,995 円を乗じて得た額の合計額に 100 分

	<p>(昭和 55 年湖西市告示第 51 号) 第 1 条の規定による補助を受けて行う公会堂 (同条に規定する公会堂をいう。) の新築、増築、全面改築、一部改築、修繕又は購入に係る自己負担金</p> <p>(5) その他補助金の趣旨に反すると市長が認めるもの</p>	<p>の 3.325 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
省エネルギー製品更新加算	<p>公会堂等及びその敷地内の設備を次に掲げる項目のいずれにも該当する製品に更新するための経費。ただし、国、地方公共団体又はこれに準ずる機関が交付する他の補助金等 (湖西市自治会運営費補助金 (平成 28 年湖西市告示第 78 号) 第 1 条に規定する交付金を除く。) の対象となった経費を除く。</p> <p>(1) 日本産業規格 C9901 に基づく省エネルギー基準の達成率が、申請日時点において 100%以上の製品</p> <p>(2) エネルギー消費機器の小売事業者表示制度の対象機器</p>	<p>補助対象経費の額又は 50,000 円のいずれか少ない額 (その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付の申請は、自治会物価高騰対策支援事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) 及び次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出して行うものとする。

- (1) 自治会運営費補助 次に掲げる書類
  - ア 自治会加入世帯数が確認できる資料
  - イ 事業計画書
  - ウ 収支予算書
- (2) 省エネルギー製品更新加算 次に掲げる書類
  - ア 省エネルギー製品更新概要書 (様式第 2 号)
  - イ 見積書の写しその他経費の内訳が分かる書類
  - ウ 更新前の設備の状況が分かる写真、図面等
  - エ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出の期限は、市長が別に定める。

(交付の条件)

第 6 条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件とする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかをしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費に係る取組又は更新（以下「補助事業」という。）の内容の変更

イ 補助金の増額

ウ 補助事業の中止

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 第4条第2号に掲げる補助金により更新した設備（以下「更新設備」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間は、当該設備の返品、譲渡、交換、貸付け、転売若しくは廃棄（故障等自己の責めに帰すべき以外の事由によりする処分を除く。）をし、又は当該設備を担保に供してはならないこと。

(4) 更新設備について、市長が電力使用量等のデータ提供その他協力を求めたときは、これに応ずること。

（交付決定通知）

第7条 補助金の交付の決定の通知は、自治会物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 補助金の交付申請の取下げをするときは、自治会物価高騰対策支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（変更承認申請等）

第9条 第6条第1号の承認の申請は自治会物価高騰対策支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定める書類を添えて行うものとし、当該承認は自治会物価高騰対策支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

(1) 第6条第1号アに掲げる事項 補助事業の変更の内容が確認できる書類

(2) 第6条第1号イに掲げる事項 補助金の増額の根拠が確認できる書類

(3) 第6条第1号ウに掲げる事項 補助事業の中止の理由が確認できる書類

（完了報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助事業が完了したときは、自治会物価高騰対策支援事業補助金完了報告書（様式第7号）及び次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める表に定める書類を、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い期日までに市長

に提出するものとする。

(1) 自治会運営費補助 次に掲げる書類

ア 事業報告書

イ 収支決算書

(2) 省エネルギー製品更新加算 次に掲げる書類

ア 領収書の写しその他経費の支払が分かる書類

イ 更新後の設備の状況が分かる写真、図面等

ウ その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第 11 条 交付すべき補助金の額の確定の通知は、自治会物価高騰対策支援事業補助金確定通知書（様式第 8 号）によるものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助金の請求は、前条の通知を受領後、速やかに自治会物価高騰対策支援事業補助金請求書（様式第 9 号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条の表左欄に掲げる自治会運営費補助については、第 7 条の通知を受領後、規則第 14 条ただし書の規定により、概算払の請求をすることができる。この場合において、当該概算払の請求は、自治会物価高騰対策支援事業補助金概算払請求書（様式第 10 号）を市長に提出して行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 補助金の交付決定の取消しの通知は、自治会物価高騰対策支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）によるものとする。

(決定の取消し及び返還)

第 14 条 市長は、規則第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合（同条第 2 項の規定により適用する場合を含む。）は、同条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、規則第 17 条に規定するときにおいては、同条の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

- 3 第 6 条の規定により付した条件については、同条第 3 号及び第 4 号の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 第 12 条第 1 項の請求については、同項の規定は、第 2 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後令和 9 年 4 月 30 日までの間は、なおその効力を有する。
- 5 第 14 条前段の規定による取消し及び同条後段の規定による命令については、同条の規定は、第 2 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。